

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

#### 徳島県条例第四十四号

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
(徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正)

**第一条** 徳島県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十四年徳島県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」に、「同条第四号」を「(同条第二項の規定により麻薬とみなされる物を含む)」、同条第一項第四号」に、「同条第六号」を「同項第六号」に改め、同号を同条第二号とし、同条中第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条第一号、第十一条第一項及び第十七条第一項中「第六号」を「第五号」に改める。

(徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正)

**第二条** 徳島県保健福祉関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の四十一の項中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「大麻取扱者免許」を「大麻草採取栽培者の免許」に改め、同表の四十二の項中「大麻取締法第十条第五項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第六条第三項」に、「大麻取扱者」を「大麻草採取栽培者名簿」に改め、同表の四十三の項中「大麻取締法第十条第六項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第七条第三項」に、「大麻取扱者免許証」を「大麻草採取栽培者の免許証」に改める。

## 附則

(施行期日)

1 この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

2 改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる大麻取扱者の登録事項の変更及び大麻取扱者免許証の再交付に係る手数料については、なお従前の例による。

3 改正法附則第六条の規定に基づき改正法第一条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第五条第一項の免許の申請を行う者は、第二条の規定による改正後の徳島県保健福祉関係手数料条例別表第一の四十一の項の規定の例により、手数料を納付しなければならない。